

## 日本国憲法に関する調査特別委員会における意見陳述要旨

### 諸外国、諸地域の実施例からあるべきルール設定を探る

今井 一 (ジャーナリスト、「真っ当な国民投票のルールを作る会」事務局長)  
プロフィールは別紙参照のこと。

#### [ 1 ] はじめに 国民投票・住民投票との出会い

1989年以降の東欧民主化の過程で、バルト3国、ソビエト連邦、ロシアなどにおいて実施されたさまざまな国民投票を現地取材。95年以降は、新潟県巻町や岐阜県御嵩町、沖縄県名護市、徳島市、滋賀県米原町など、各地の住民投票に関する現地取材を進める。その取材活動から学んだものは何かを述べる。

【チラシなど現地で得た資料の現物及び現物の写しを準備しています】

#### 「選挙」と「住民投票・国民投票」の違い

##### ソ連・東欧民主化の過程における国民投票

- ・ 91年 2月 9日 リトアニア ソ連邦から離脱(独立)するか否かを問う。
- ・ " 3月 3日 ラトビア、エストニア "
- ・ " 3月17日 ソ連邦(9ヶ国)ソ連邦を解体するか否かを問う。  
ロシア共和国 大統領を国民の直接投票で選ぶか否か。  
(同年 6月12日 エリツィンが大統領に選出)  
( " 12月21日 ソ連邦消滅)
- ・ 93年 4月25日 ロシア共和国 エリツィン大統領を信任するか否か。  
社会・経済政策に賛成するか否か。  
大統領選挙の繰り上げに賛成するか否か。  
議会選挙の繰り上げに賛成するか否か。
- ・ 93年12月12日 ロシア連邦の新憲法草案を認めるか否か。

##### 日本各地の住民投票

###### [ 96年～99年末 9自治体で実施される ]

- ・ 96年 8月 4日 新潟県巻町 巻原発設置
- ・ 97年 6月22日 岐阜県御嵩町 産廃処理施設の設置
- ・ 97年12月21日 沖縄県名護市 米軍のヘリ基地建設

###### [ 00年～02年末 11自治体で実施される ]

- ・ 00年 1月23日 徳島県徳島市 吉野川可動堰建設
- ・ 01年 5月27日 新潟県刈羽村 刈羽原発プルサーマル計画の導入
- ・ 01年 7月29日 埼玉県上尾市 さいたま市との合併
- ・ 02年 3月31日 滋賀県米原町 彦根市、長浜市など周辺自治体との合併

###### [ 03年～05年9月末 341自治体で実施される ]

- ・ 03年12月 7日 栃木県日光市 周辺自治体との合併
- ・ 04年 8月22日 大阪府泉南市 "
- ・ 05年 1月30日 鹿児島県徳之島町 "
- ・ 05年10月23日 千葉県袖ヶ浦市 土地区画整理事業の是非

よく学び、よく考え、よく話し合う(チラシ、公開討論会など)  
わだかまり、憎悪が残る？  
執行者に求められるもの

## [ 2 ] スイスやフランスではどんなふうに国民投票が行われているか

[ 賛否を訴えるキャンペーン活動 ][ マスメディアのあり方 ][ 投票方式 ]  
などについて、参考人が自ら取材した諸外国、諸地域の実施例を具体的に紹介しながら、あるべきルール設定について意見を述べる。

【投票用紙、ポスターなど現地で得た資料の現物及び現物の写しを準備しています】

### [ 04年 2月 8日 スイスで実施 ]

自動車道建設 賃借り法修正 性的・暴力的凶悪犯に終身刑

専門家に会って聞いた国民投票のルール(別紙参照のこと)

投票用紙(別紙参照のこと)

駅の待合室にも投票箱を設置、郵便投票が主流

よく考え話し合う国民。そして、主権者の意思を尊重する大統領のコメント

### [ 05年 5月 29日 フランスで実施 ]

EU憲法を批准するための法案に賛成するか否か

専門家に会って聞いた国民投票のルール  
中立の立場で、できる限り情報提供に努める。

- ・政府公報物(小冊子やCD、インターネットでアクセスするホームページ)
- ・電話での質問に答える65人の専門家

キャンペーン活動の実態

- ・合法・非合法のポスター貼り、チラシ配布(別紙参照のこと)
- ・集会や公開討論会/テレビは連日「討論番組」
- ・新聞は賛否両派の意見をまとめた特集(別紙参照のこと)
- ・メディアを使ったPR活動への制限

投票用紙と投票方式

特殊な投票用紙(別紙参照のこと)

よく考え話し合う国民。京都市内でもフランス人が熱心に議論。

- ・パリの日本語新聞『オヴニー』の編集・発行人小沢さん夫妻の議論。
- ・同志社大学教員のアンヌ・ゴノンさんら京阪神在住のフランス人が投票前に意見交換。

「自分の考えとは違う結果になったけれど、国民投票で決着を付けたことに異議はない」

### **[ 3 ] 国民投票マニフェスト**

国民投票において改正案に対する賛成票が多数を占めればどうなるのか、反対票が多数を制すればどうなるのか。発議者たる国会は、改正案の国会発議の際もしくはその直後に、それを、国民に対してできるだけ具体的に明示し、その履行を約束しなければならない。

参考人が自ら取材したスイスとフランスの事例を具体的に紹介しながら、例えばわが国において「9条改憲の是非を問う国民投票」を実施する場合は、いかなる約束を行なった上でそれが実施されるべきかについて意見を述べる。

【全有権者に届けられた公式解説書など、現地で得た資料の現物及び現物の写しを準備しています】

### **[ 4 ] 憲法改正手続きに関する国民の理解度**

「真っ当な国民投票のルールを作る会」が、今月上旬に、札幌から福岡まで全国15都市で行なった「憲法改正手続きに関する国民の理解度調査」の結果について紹介すると同時に、国民の理解を深めるための方策について意見を述べる。

【調査結果を基にして作成したグラフを準備しています】